

事務事業番号 10602450081

事務事業名	固定資産税・都市計画税賦課事務		
事業開始年度	0	担当部署	財務部 税務室 資産税課

根拠法令	地方税法第342条、第343条、第359条、第702条及び第702条の6												
実施方法	☐ 直営 ☐ 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)												
	☒ その他(一部民間委託(鑑定評価・評価支援・納税通知書作成等))												
目 的 (何のために)	課税客体(市内の土地・家屋及び償却資産)を把握し、地方税法・市税条例等関係法令に基づき、公平且つ適正な課税を行うことを目的とする。												
対 象 (誰・何を対象に)	納税義務者												
事業内容	課税客体(市内の土地・家屋及び償却資産)を調査・把握し、地方税法・市税条例等関係法令に基づき、適正な評価を行い、その評価に基づき適正な税額を算出し、納税通知書を作成して納税義務者に送付する。												
類似事業	なし												
事業の必要性	地方税法に定められたものであり、枚方市の収入の約21パーセントを占める最重要事業である。												
コ ス ト													
		H23年度決算				H24年度決算				H25年度当初予算			
		従事職員数		概算人件費		従事職員数		概算人件費		従事職員数		概算人件費	
	正職員	33.50	人	271,015	千円	32.00	人	256,000	千円	30.00	人	237,180	千円
	再任用職員	1.00	人	3,450	千円	0.00	人	0	千円		人	0	千円
	非常勤職員等	1.00	人	2,856	千円	3.00	人	10,216	千円	5.00	人	13,047	千円
人件費計(A)		277,321			千円	266,216			千円	250,227			千円
直接経費(B)		50,938			千円	50,148			千円	96,697			千円
総事業費(A+B)		328,259			千円	316,364			千円	346,924			千円
財源内訳													
		H23年度決算				H24年度決算				H25年度当初予算			
国庫支出金					千円				千円				千円
府支出金					千円				千円				千円
受益者負担 (使用料等)					千円				千円				千円
その他					千円				千円				千円
一般財源		328,259			千円	316,364			千円	346,924			千円
平成24年度 事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容										金 額		
	固定資産評価支援業務委託(朝日航洋(株))										30,975 千円		
	固定資産税・都市計画税納税通知書等作成委託(共同印刷西日本(株))										8,925 千円		
	価格下落時点修正鑑定評価委託((社)大阪府不動産鑑定士協会)										7,300 千円		

事業概要説明シート

事務事業番号 10602450081

事務事業名	固定資産税・都市計画税賦課事務		
事業開始年度	0	担当部署	財務部 税務室 資産税課

	活動指標もしくは成果指標	単位	H23年度	H24年度	H25年度(見込み)
活動実績	① 物件数	件	480,276	481,493	483,290
	② 納税通知書数	件	162,936	163,643	164,401
	③ 調定額	円	25,994,837	24,688,966	24,830,418
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	① 総事業費／物件数	円	683	657	718
	② 総事業費／納税通知書数	円	2,015	1,933	2,110
	③ 総事業費／調定額	円	0.01	0.01	0.01
成果目標 (目標とする成果)	固定資産税・都市計画税賦課事務は、地方税法等の法令に則って執行されるべきものであるため、法令を遵守し、公平かつ適正な評価・賦課事務を効率的かつ効果的に執行していくことを目標としている。				
比較参考値 (他自治体での事業の例など)	固定資産税・都市計画税賦課事務は、どの自治体においても法令等の制約の中で執行されているため本質的に大きな差異は生じない。また、本市の活動実績である物件数・納税通知書数・調定額についても、いずれも各々の自治体の人口規模等に比例したものであるため比較対象とはなりにくい。				
特記事項	固定資産税には3年に1回評価替えがあり、3年1周期であるため事業費も1年単位での比較は意味をなさない。本シート上でのH23年度はH21基準年度の第3年度にあたり、H24年度は新たな基準年度、H25年度はH24基準年度の第2年度にあたる。事業費を最も多く必要とする年度は、鑑定評価委託を行う第2年度であり、そのためH25年度が最も多くなり、H26・27年度の事業費はH25年度よりも減少する見込みである。				
一次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策 (平成24年度)	現状のまま継続	基準年度である平成24年度の評価替え事務は完了した。三年後の評価替えに向けて、より公平で適正な評価を目指し、事務改善等に取り組んでいく。			
一次評価結果 (平成24年度)	より適正な固定資産税の賦課に向けた取り組みが必要では				
二次点検における事業の今後の方向性及び具体的な今後の取り組み方策	改善	当該事業は、法律により執行しなければならないこととなっているため「現状のまま継続」との回答を行った。しかしながら、事業の執行方法については、これまでも改善を重ねながら進めてきており、今後も同様の方向性において事業を進めていくため、このたびの二次点検における事業の今後の方向性については、誤解を招かないよう「改善」との回答をさせていただいた。 これまでの取り組みについては、土地の賦課において、3年に1度の評価替えに向けての基礎数値を得るため、不動産鑑定士と委託契約を結んでいるほか、航空写真やGISなど固定資産評価支援業務として委託を行うことで業務の効率化を図っている。家屋の賦課においては、平成23年度に新家屋評価システムを導入することで、業務の詳細化・効率化を図るなど業務改善を行っている。償却資産の賦課においては、マニュアルの整備や任期付職員の活用により訪問調査を強化し、新たな課税の掘り起こしに努めている。次に、賦課業務においては、納税通知書について、用紙の印刷やデータ印字などの作成から封入封緘までを業務委託しており、経費の節減に努めている。 今後の取り組みについては、適正な賦課をさらに推進していくため、土地の賦課においては、大阪法務局との連携により、平成32年度までの間に地図修正や不明地・混迷地の解消などを行うことで、より適正な評価に基づく賦課を行えるよう努めていく。家屋の賦課においては、平成26年度課税に向け、比較的短時間で評価が可能な比準評価の対象枠を拡大することで、現状の良好な品質を維持しながら業務の効率化を推進していく。償却資産の賦課においては、任期付職員を現地調査員として1名追加雇用し、業務特化による効率の向上と低コストのメリットを活かして市税収入減少の抑止を図ると共に、より一層公平かつ適正な賦課を行っていく。			